

朝日町地区計画区域内における行為の届出について

《提出書類一覧》

1. 地区計画の区域内における行為の届出書
2. 位置図
3. 土地利用計画図
4. 造成計画平面図及び断面図
5. 建築物の配置図
6. 建築物の各階平面図
7. 建築物の立面図及び断面図
8. その他事業に伴う書類

《届出について》

- ・提出部数は2部です。(内容確認後、1部返却)
- ・届出書には押印不要です。
- ・地区計画区域内で建築等の行為を行う場合は、当該行為に着手する日の30日前までに届出が必要です。(変更届の場合も同様。)
- ・開発許可申請を行う場合、土地の区画形質の変更に関する届出は不要です。
- ・土地の区画形質の変更のみの届出の場合は上記の5～7の添付は不要です。
- ・建築物の建築又は工作物の建設のみの届出の場合は上記の3、4の添付は不要です。
- ・代理者が届け出る場合は委任状も添付してください。(要押印)
- ・変更届の場合は変更届出書と共に変更した内容がわかる図面等を添付してください。